

2020 年第 23 號法律公告

**《2020 年公眾衛生 (動物及禽鳥) (禽畜飼養的發牌)
(修訂) 規例》**

(由行政長官會同行政會議根據《公眾衛生 (動物及禽鳥) 條例》
(第 139 章) 第 3 條訂立)

1. 生效日期

本規例自 2020 年 7 月 1 日起實施。

2. 修訂《公眾衛生 (動物及禽鳥) (禽畜飼養的發牌) 規例》

《公眾衛生 (動物及禽鳥) (禽畜飼養的發牌) 規例》(第 139 章，
附屬法例 L) 現予修訂，修訂方式列於第 3 條。

3. 修訂第 4 條 (署長批給牌照的權力等)

(1) 第 4(2A) 條 ——

廢除 (a) 段。

(2) 第 4(2A)(b) 條 ——

廢除

“該生效日期”

代以

“2001 年 12 月 14 日”。

《2020 年公眾衛生 (動物及禽鳥) (禽畜飼養的發牌) (修訂) 規例》

2020 年第 23 號法律公告

B366

行政會議秘書

梁蘊儀

行政會議廳

2020 年 3 月 3 日

註釋

本規例修訂《公眾衛生 (動物及禽鳥) (禽畜飼養的發牌) 規例》(第 139 章, 附屬法例 L) (**《主體規例》**), 以修改用於飼養指明禽鳥 (**《主體規例》** 第 2 條所界定者) 的處所的法例規定。

2. 根據《主體規例》第 3 條, 在禽畜廢物管制區 (**《主體規例》** 第 2 條所界定者) 內的任何處所飼養指明禽鳥須領有牌照。有關處所在獲漁農自然護理署署長批給牌照前須符合的條件, 列於《主體規例》第 4(2A) 條。
3. 本規例第 3 條對上述第 4(2A) 條作出以下修訂 ——
 - (a) 廢除該條的 (a) 段, 以免除以下規定: 申領牌照的處所 (**標的處所**) 須在 2006 年 2 月 13 日前, 已持續用於飼養指明禽鳥最少 12 個月; 及
 - (b) 修訂該條的 (b) 段, 使如政府曾經在 2001 年 12 月 14 日後就停止在標的處所飼養指明禽鳥而支付特惠津貼金, 則該處所不得獲批牌照。